

## 平成27年度環境監査（定期監査）結果について

### (1) 環境監査の概要

- ①監査員 課長・副参事（54名）
- ②監査対象 適用範囲内の課・施設（54／174箇所）、環境管理事務局
- ③実施時期 平成27年10月26日（月）～平成27年11月27日（金）
- ④実施方法 環境監査員2人1組（うち1人を主任環境監査員とした）で  
監査対象の各課・施設の現場で実地監査を実施

### (2) 環境監査の結果

#### ①判定

指摘事項	不適合	0 件
	要改善	9 件
優良事項		14 件

#### ②監査総括

監査の結果、区の環境マネジメントシステム（以下、「EMS」という。）は、概ね適切に運用されていることが確認できました。

・「要改善」は9件ありました。

環境法令に基づく点検表や職場での研修記録書・役割分担表の未作成、コンセントオフの積極的推進などの指摘が見られました。

・「優良事項」は14件ありました。

学校施設では、用紙類の使用量削減のため、複写1枚当たりの印刷単価を一覧表に掲示し、コスト面から職員の意識向上を図り、ミスプリントの防止や過剰な印刷を抑制しています。

工事主管課では、現在もISO14001に基づく「土木・建築工事に係わる環境配慮手順書」を活用し、公共工事における環境負荷の低減を図っています。

指定管理者施設では、エネルギーの使用量を削減するため、電気・ガス・水道使用量をグラフ化し、前年同月と比較することで「成果の見える化」を図り、職員の意識啓発につなげています。

また、優良事項には示されていませんでしたが、在庫印刷物を無駄にしないため、軽易な内容変更があった場合、切り張りなどで対応し再印刷をしないなど、資源を大切にしている姿勢が見受けられ、環境配慮の意識が浸透しているものと考えます。

### (3) 今後の対応

- ①優良事項等については、その水平的な展開を図るようご配慮願います。
- ②今回は、昨年4月に改正された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に着目して実施しました。環境管理事務局において、説明会や研修を行い、改正法令の周知を図っていましたが、現場職員の認識が不十分な施設が一部ありました。実行組織の長は、職員に説明会・研修への参加を促すなど、特に施設を管理する職員等の環境法令の理解に努めてください。
- ③環境監査員の報告書の中に、『出先機関では各所属から掲出依頼で送られてくるポスターやチラシが多種多様にあり、掲出しきれない状況にある』との表記がありました。それぞれの組織においては、庁内ネットワークを利用したり、配布物印刷の削減に努力しているところではありますが、配布調整や掲出物の集約など、用紙削減に努めてください。
- ④区の全施設・組織を対象としたEMSの取組は5年目となります。平成27年4月発行の「中央区施設管理マニュアル」を活用し、引き続き、各所属・施設で一層の環境配慮活動を図ってください。